

漁業における死亡災害事例（1999-2020年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	起因物 (小)	事 故 の 型	労 働 者 規 模
1999	1	10 ～ 11	カレイ刺網漁を終え港に帰港途中、横波を受け転覆し2名が海に投げ出され、1名が海底より発見されたが残り1名は行方不明。	239	18	1 ～ 9
1999	1	2 ～ 3	あさり養貝の監視所で密猟防止の監視をしていた者が、風が出てきたので河岸の詰所に退避しようとして行方不明となり、約1キロメートル離れた海岸で溺死体で発見された。	713	10	10 ～ 29
1999	3	8 ～ 9	シラス漁を終え次の漁場へ移動途中、網を海に流し網の清掃を行っていたときに、網に足が絡まり網と一緒に海中へ転落し溺れた。	239	10	1 ～ 9
1999	7	8 ～ 9	イワシ船びき網漁をしていた船内で、同船に据え付けていたボールローラーを操作して網の巻き上げに掛かったときに右肩から右脇腹をボールローラー挟まれた。	163	7	1 ～ 9
1999	8	10 ～ 11	ホタテ貝採捕作業を終えて国道を走行中、窓を全開したところ、車内後部座席にあったナイロン袋が風で舞い、運転手の視界を妨げたため、左ガードレールに衝突して、横転し、助手席の同乗者が車外に飛び出して、頭部を打った。	231	17	30 ～ 49
1999	8	8 ～ 9	漁船(19トン、14名乗船)で、定置網の切上げ作業中、網の巻取りローラーに巻き込まれた。	163	7	10 ～ 29

1999	10	8 ～ 9	漁船で沖合約500m付近での最初の漁を終え次の漁場へ航行中に、船尾付近で3人が網の先端部分を流しながら清掃していたところ、網が勢いあまって海へ出たため網に乗って作業していた3人のうち2名が海へ転落し、その内1名が肺水腫で死亡した。	239	10	～ 29	10
1999	10	9 ～ 10	漁船でシラス漁をしていたときに、海中へ網を投げようとしてロープが足に絡まり海中に転落した。	239	10	～ 9	1
1999	10	6 ～ 7	小型定置網漁船(5人乗り込み)で出港して約10分後、船尾にいた者が行方不明となったので、海上保安庁が捜索したところ、海上で発見したが死亡した。	239	10	～ 9	1
1999	12	7 ～ 8	沖合い約10キロメートルの海上において、底引き網漁船(9.9トン)で操業中、船首で魚の選別準備作業をしていて冷たい海へ転落した。	239	1	～ 9	1
1999	11	8 ～ 9	はまち刺網の投網作業中で網の手直しをしていたところ、投げ込まれていた網が足に絡まり、網と共に海上に落ちた。	379	7	～ 9	1
2000	3	14 ～ 15	漁船が流氷を避けながら帰港途中、船上で網から魚を外す作業を行っていた者が暗礁に乗り上げた衝撃で海中に転落し、翌日遺体で発見された。	239	10	～ 9	1
2000	5	7 ～ 8	定置網用の錨ロープ(長さ200m、直径34mm)の縊りを軽トラックで引っ張って戻す作業中に、ロープの後端が跳ねたため左足が払われて転倒し、頭を地面にぶつけた。	379	6	～ 49	30
2000	4	5 ～ 6	定置網の巻き揚げ作業の準備中(船の総トン数8.5t)に、ボールローラー(2個の小型タイヤにより網を巻き上げる機械)に頸部を挟まれた。	169	7	～ 29	10
2000	1	11 ～	漁港内の岸壁で総トン数7.3tの漁船を修理するため、船首のブイに繋いだ長さ15m位のロープを船尾のブイローラーに挟んで手繰り寄せようとしたと	163	7	～	10

		12	きに、右手から胸まで巻込まれた。			29
2000	3	12 ～ 13	漁港沖約3キロメートル付近の漁船の船尾において、地引き網を海中に投げ入れて網に付着した泥などを海水で洗い流す作業をしていたところ、網に足を取られて海中に転落し溺れた。	239	10	1 ～ 9
2000	9	11 ～ 12	カレイ・キス漁で、網巻き取り作業のため船尾から船首に移動中に回転していたドラムに巻き込まれた。	121	7	1 ～ 9
2000	12	17 ～ 18	4tトラックに魚を積んで納入し、市場から事業場への帰路、国道左脇にトラックを止め、缶コーヒー購入とトイレのため外に出て道路を横断中に、後方より走行してきた軽トラックにはねられた。	221	17	10 ～ 29
2000	1	21 ～ 22	沖約1キロメートルの海上での2隻が引網漁で、投網作業を行なっていてロープと一緒に海中に引き込まれ、溺死した。	379	10	10 ～ 29
2000	11	9 ～ 10	沖合の操業が終了し帰航中に、船から落ちかけていた袋網を引き上げようとして海に転落した。	239	10	1 ～ 9
2000	7	19 ～ 20	網巻き上げ用ローラーに挟まっている網を外す作業をローラーを回転させながら行なっているいてローラに挟まれた。	219	7	1 ～ 9
2001	3	12 ～ 13	2隻の船でバッチ網により「さより」漁を行っていて、Vローラーを使用して網を引き上げていたときに「あっ」という声が出たので、その方向を見ると腹部がVローラーに巻き込まれていた。	169	7	1 ～ 9
2001	1	11 ～ 12	2隻で網を引き終わったのち網を巻き上げる準備作業を行っていて、網巻き上げ用ローラーに挟まれた。	219	7	10 ～ 29
2001	5	4 ～	出港した船で操業海域に到着して操業を開始し、前日設置しておいた底刺し網の網揚げ作業に続いて投網作業中に海中に転落した。	379	1	1 ～

		5							9
2001	5	3 ~ 4	小型巻き網船(4.6t)で網の巻取りを始めたところ、揚網用ローラーから網ロープが外れたので直そうとしローラーに巻込まれた。	391	7				1 ~ 9
2001	4	0 ~ 1	船長を含む5名が乗船し仕掛けていた定置網交換のため網を引き上げているときに、船がバランスを崩して転覆し乗組員全員が海に投げ出され、間もなく1名が海底で発見された。	239	10				1 ~ 9
2001	5	14 ~ 15	停泊中の船の整備作業を単独で行っていた作業員が昼食時になっても戻らないため船主が船に出向いたところ、船と岸壁との間の海面に浮いているのを発見した。	239	10				10 ~ 29
2001	6	6 ~ 7	事業主夫妻と3人で湖内でしじみ漁を行っていて、採ったしじみを本船から「かよい船」に移す準備中に、事業主の妻が誤って湖中に転落し溺れたので、助けるため湖中に飛び込んで溺れた。(事業主の妻は救助)	713	10				1 ~ 9
2001	3	11 ~ 12	カニかご漁の操業を終えて帰港途中の漁船が、防波堤から南南西の沖合い約100mの海域で激しい高波を受けたとき、船首で見張り業務中の者が海中に転落し行方不明になった。	239	10				1 ~ 9
2001	5	2 ~ 3	6.5t漁船で船長と2人で定置網の網起こし作業中、船尾側で網起こし用ロープを緩めていた者がいないのに船長が気づき海上保安庁に捜索してもらったところ、ダイバーが水深52mの海底で発見した。	239	1				10 ~ 29
2001	10	5 ~ 6	ホッケ漁の型入れ作業のためアンカーの投入作業をしていて、アンカーロープに右足を巻き込まれ海中に転落した。	379	1				1 ~ 9
2001	10	5 ~ 6	ホタテ採取漁のため漁船(14t、6名乗船)で漁港を出て間もなく、船尾に備え付けられたトイレに行ったときに海に落ち、現場付近の海から遺体で収容された。	239	10				50 ~ 99
2001	6	22 ~	えびかご漁のため漁場へ向け港を出港し、翌日の午前0時頃漁場に到着したので操業準備の指示を乗組員に出したところ1人の姿が見えないので船内を	239	1				1 ~

		23	検索したが発見できず、その後、漁場及び航行海域を捜索したところ、沖合において所持品を発見したが当人は発見できなかった。			9
2001	9	0 ～ 1	定置網漁で僚船から受入れた魚を漁港に水揚げしたのち、僚船の操業する漁場への途中でラジエターに水を補給した際、ラジエターキャップが機関室内に落下したので捜すため同室内に入ったがそのまま動けなくなった。(熱中症)	715	11	10 ～ 29
2002	2	5 ～ 6	キビナゴ漁のため、海上で錨を下ろして刺し網を投入していたところ、船尾スクリュー付近に網が流れたため錨を引き上げようとアンカーロープを持って移動したときに、右足首にアンカーロープを絡ませ海中に転落した。	713	10	1 ～ 9
2002	1	1 ～ 2	スケソウダラ刺し網漁船が僚船14隻とともに漁港を出港して操業中、時化が激しくなって一隻が転覆し、3人の乗組員が行方不明となった。	239	18	1 ～ 9
2002	1	1 ～ 2	スケソウダラ刺し網漁船が僚船14隻とともに漁港を出港して操業中、時化が激しくなって一隻が転覆し、3人の乗組員が行方不明となった。	239	18	1 ～ 9
2002	1	1 ～ 2	スケソウダラ刺し網漁船が僚船14隻とともに漁港を出港して操業中、時化が激しくなって一隻が転覆し、3人の乗組員が行方不明となった。	239	18	1 ～ 9
2002	4	8 ～ 9	かれい刺し網漁のため船（4.89t）に乗込み漁場に到着後、網揚機を操作し刺し網を海中より船に揚げていたときに網とドラムに巻込まれ海中に転落した。	169	7	1 ～ 9
2002	4	10 ～ 11	網船2隻（各4名）、手船（運搬船）1隻（2名）、監視船1隻（1名）の漁で、巻き上げた魚網を囲み網底の袋状になった部分に残った魚をすくい上げる作業中、2隻の網船後部で作業をしていた4名のうち1名が網船の後端部に設けられた巻上機に頭を挟まれた。	219	7	10 ～ 29
2002	7	13 ～ 14	陸に揚げた定置網にシートを被せるため、防潮堤上（幅50.5cm）に上がって作業中に4m下の砂浜に墜落した。	418	1	10 ～ 29

2002	8	7 ～ 8	カニかごを引き揚げるため漁場に到着し、仕掛けていた9本のはえ縄のうち6本目を引き揚げていたときに、揚網機を操作してカニかごと幹縄を切り離す作業に従事していた者が船縁と揚網機との間に上肢を挟まれた。	169	7	～ 9	1
2002	8	10 ～ 11	港から約3000mの海上で、2隻で船びき網漁により「いりこ」の捕獲を行っていたところ、船体左後方に設置されたネットローラーのローラーに左手から左肩部分を巻き込まれた。	169	7	～ 29	10
2002	10	15 ～ 16	シラス船引き網漁船で漁場に移動中、甲板上で次の漁の前に網の修繕等を行うため巻き上げ機を作動させたときに網と一緒に巻き込まれた。	219	7	～ 9	1
2002	10	7 ～ 8	定置網漁場において、船上で定置網の巻上げロープをドラムで巻き上げていたところ、巻上げロープを支える支柱が根元から折れたため巻上げロープと別の柱との間に挟まれた。	379	7	～ 9	1
2002	10	3 ～ 4	湾沖で巻き網作業を行っていた船の乗組員が巻上げドラムを操作して網の巻上げ作業をしていたときに、巻上げドラムとドラムに巻きつけたワイヤロープとの間に上半身を巻き込まれた。	219	7	～ 29	10
2002	9	13 ～ 14	定置網の端を船上クレーンに吊上げ、甲板上でホースを括り付けているボールローラーの支柱に跨って放水を行っていたときにボールローラーが動いたため、ボールローラーに跨っていた左足とローラーにとられた右足とで股間が裂けた状態となった。	239	7	～ 49	30
2003	5	2 ～ 3	出港準備のため、港に係留されていた漁船に乗船し船長がブリッジでエンジンを起動させたところ、船体内に滞留していたLPガスに火花が引火し、爆発が生じ船体上部にあった船室とブリッジが全壊した。	513	14	～ 9	1
2003	6	7 ～ 8	漁港沖防波堤より約15mの水深7～8m付近において、マスク式潜水によりトコブシ漁を行っていたところ、潜水者の動きがなくなって船上からの合図にも応じなくなったので、船上に引き揚げたところマスク内に海水が入り溺死状態となっていた。	719	10	～ 9	1
		4	小型巻き網船（4.9t）での操業で、魚の引き上げを行うため船体のサイド				1

2003	6	5	ローラーで網をたぐっていたときに、漁船の揚網用サイドローラーに左腕を巻き込まれた。	391	7	9
2003	8	2 3	9.7tの船でイワシ漁の作業中に、たまたまカジキマグロが現れたのでモリで仕留めようとしたが逃げられ、使用したロープを片付けようとしたときに、集電灯に頭部が触れ感電した。	359	13	9
2003	10	6 7	18tと15tの船2隻でサケ定置網漁の作業中、18tの乗組員が船尾左舷側にある電動巻き上げ機を操作しているときに、ドラムとロープとの間に胸部をはさまれた。	169	7	29
2003	12	10 11	イワシ引き網漁で、漁船（4.99t）の甲板上で網内の収穫魚を船に収納する作業補助に従事していたところ、漁船の簡易デリックのブーム上端部に取り付けられていた滑車用のストレートシャックル（ステンレス製、質量3.2kg）の2箇所が破断して落下し頭部を直撃された。	219	4	9
2004	8	6 7	曳航される小型船舶で、作業箇所付近まで移動中、横波により当該船舶が転覆した。	239	18	29
2004	12	4 5	曳網漁船で漁場に向けて出港後まもなく、何らかの原因で海中に転落し、行方不明となった。	239	10	9
2004	4	14 15	スクリューに漁網が絡まって航行不能になった漁船が他船に曳航されていたが、絡まった漁網を外そうとした被災者が、誤って漁網に手を絡ませ、水圧で回転していたスクリューに巻き取られた漁網と共に海中に引きずり込まれた。	239	10	9
2004	11	21 22	被災者が単独乗船していた船を含む5隻の漁船で巻き網漁をしていたところ、被災者に連絡がとれない状況となったので、他の船の労働者らで捜索をしたところ、アンカーロープを巻き取るドラムに巻き込まれた被災者を発見した。	219	7	29
		17	海上で、ちりめん漁を行っていたところ、引船上において、巻き上げロー			10

2004	4	～ 18	ラーに巻き込まれた。	219	7	～ 29
2005	8	8 ～ 9	被災者は、魚の捕獲用定置網を設置するため乗船して1人で作業中、海に転落した。	239	10	1 ～ 9
2005	10	11 ～ 12	漁船に乗船して操業中、魚が入った網を手繰り寄せていたときに、網の重さで船が傾いたため、網を切り、船を前進させ反動で体制を立て直そうとしたところ、切った網がスクリューに巻き付き、そのまま転覆した。	239	18	1 ～ 9
2005	8	4 ～ 5	漁船から鮮魚を荷下ろしするために、フォークリフトで事業場を出発し河川敷沿いの道路を走行中、路肩から2m下の河川敷に転落し、フォークリフトの下敷きとなった。	222	1	10 ～ 29
2005	11	11 ～ 12	カレイ刺網漁船に乗り組み、船尾で漁網を整理していたところ、海中に転落した。	239	1	1 ～ 9
2005	1	10 ～ 11	海の岩場において、岩に固定していた定置網のワイヤロープのシャックルを外す作業中、高波にさらわれ海に転落した。	713	10	10 ～ 29
2005	2	9 ～ 10	漁操業中に、浮きフロートを投げ入れようとしたところ、浮きフロートの浮き網に被災者が絡まり、海に引っ張られるようにして転落した。	713	10	1 ～ 9
2005	4	7 ～ 8	小型動力漁船に乗ってエビ刺し網を回収後の帰路、船外機に絡んだロープを外そうとした際、うねりを受けて船長が海中へ転落し、航行不能となった当該漁船が、その後、岩場に衝突し転覆し、船上の被災者らが海中へ転落した。	239	18	1 ～ 9
2005	9	16 ～ 17	船上で漁の準備中、海に転落した。	239	10	10 ～ 29

2005	1	8 ～ 9	定置網設置用のワイヤロープを海面上ではしご形に設置する作業中、繊維ロープを同船に設置された揚網機に通す作業を行っていたところ、揚網機に巻き込まれた。	219	7	～ 29
2005	1	19 ～ 20	水深15mの海底で貝の採取を終え、減圧タンクに入った後、帰宅したが、自宅で気分が悪くなり、死亡した。。	714	12	～ 9
2005	6	14 ～ 15	漁網巻上げ作業において、魚網に付いた浮きを受け取ろうと巻上げ機に近づいた時、バランスを崩し、Vローラーに巻き込まれた。	219	7	～ 9
2006	3	0 ～ 1	漁港南約1500m沖合で、作業を終え、帰港中であった漁船Aと同様な作業を終えて帰港中だった漁船Bが衝突し、Aの船首にいた被災者が海に転落し、スクリューに巻き込まれた。	239	18	～ 9
2006	3	12 ～ 13	帰港した被災者は、事業主及び事業主の息子と3名で、約500m離れた漁協市場に運んだ後、空になった箱をトラックに載せ、事業主が運転し、他の2名が荷台に乗り箱が転がらないよう監視していた。市場を出発して時速200Km/h弱位で左カーブを過ぎたところで被災者がトラックから転落した。	221	17	～ 9
2006	8	7 ～ 8	カニ籠漁のため3人が乗組み、総トン数9.94トンの船上で籠揚げ作業を分担し行っていた。被災者は左舷船首で籠を揚げた後、左舷船尾に移動し、揚げた直後の籠に餌を付け、その籠を右舷船尾に置いた。その後、次の籠揚げのため左舷船首へ戻ろうとした際、同僚が異音に気づき駆けつけたが、左舷中央部甲板上の籠ロープと回転する巻取りドラムに巻込まれていた。	219	7	～ 9
2006	9	3 ～ 4	船長（事業主）と甲板員2名の計3名が夜から漁船でほっけのさし網漁を行い、漁を終え漁港に帰港途中、進路を誤って岸壁そばのテトラポットに衝突しその反動で甲板上にいた被災者が倒れ、揚網機の鋼材部分（高さ170cmの位置）に身体を打ちつけた。	239	18	～ 9
		3	定置網での漁を終え、戻り支度をしていたときに、定置網付近に留めてあった仕事舟に繋いでいた僚船の2箇所中1箇所のロープがはずれたことから、			10

2006	9	4	被災者が仕事船から僚船に移ったところ、波および風にあおられたため、僚船が仕事船の方に寄っていき、仕事船の船首付近に被災者が激突した。	239	7	29
2006	10	15 ～ 16	被災者はしけで打ち上げられた流木・ゴミ等をフォークリフトにバケットを取り付けトラックの荷台に載せる作業を終了後、フォークリフトのガソリンを満タンにするため、港から約500m離れた指定ガソリンスタンドで給油し、約300m町道を走行し、左カーブに差し掛かったところ道路から逸脱し、昆布干し場の砂利の上にフォークリフトが横転し、フォークリフトのヘッドガードに挟まれた。	222	17	50 ～ 99
2006	3	15 ～ 16	近海において流し網漁の操業中、海に網を投入する作業中に網が絡まってしまったため、その復旧作業を行っていたとき、被災者は網に絡まり、網に巻き込まれそのまま網と一緒に海上に転落した。	239	10	1 ～ 9
2006	7	5 ～ 6	被災者は漁を終え、帰港中、湾口付近において漁船（4.9t、船長と2名乗り組み）が転覆。4時間後、船内から発見された。	239	18	1 ～ 9
2006	12	9 ～ 10	岬沖で蟹籠漁を船長以下4名で実施。蟹籠を海中に投入する作業を行っていたところ、その作業とは関係ない被災者が甲板から海上に転落した。	239	1	1 ～ 9
2007	6	8 ～ 9	たこ函漁において、漁船（14t）からたこ函を投函中、投入前のアンカーの爪にロープが絡まったため外そうとしたとき、アンカーが投入され、被災者の衣服の一部がアンカーに引っかかり、アンカーと共に海中へ投げ出された。	379	10	1 ～ 9
2007	11	12 ～ 13	被災者は、鮭定置漁業の船頭であり、出港前に船、港、沖の様子、風向、風速等を確認するため、港へ行った。その際、係留されている他の船の甲板を渡り、乗船予定の船を確認後、岸壁に戻る途中、他の船と乗船予定船の間で足を滑らせ海中に転落した。	239	10	30 ～ 49
			被災者は、サンマ棒受け網漁船（9.7t）に4名で乗船、出港し、漁場に			

2007	8	2 ～ 3	てサンマ漁を開始した。翌日、時化のため漁を中断し、帰港する際、左舷から受けた高波により転覆し、乗組員が海に投げ出され、2名が救助されたが被災者と船長が行方不明となり、現在まで発見に至っていない。なお、救命胴衣は着用していなかった。	239	18	～ 9
2007	6	7 ～ 8	漁港岸壁で定置網を交換するため、2.93tつり車両積載形油圧式トラッククレーンで網捌き機（網を巻き上げる滑車状の装置約0.5t）をつり上げ、その滑車部分に定置網（推定0.7t）を通して船に積み込む作業中、過荷重となり当該クレーンが転倒し、船上で作業を行っていた被災者がつり荷である網捌き機の下敷きになった。	212	2	～ 29
2007	10	4 ～ 5	天馬船（漁船1.1t）を漁船（19t）でえい航した状態で定置網漁場に向かっていたところ、天馬船をけん引していたロープが切れるとともに、天馬船が転覆し、天馬船に乗っていた漁師1名が海に投げ出された。	239	10	～ 99
2007	8	8 ～ 9	漁船2隻が一つの網を引く船引き網漁を操業中、後方を横切った貨物船のスクリューが魚網に絡まり、引っ張られた漁船1隻が転覆、1名の乗組員が船内に閉じ込められ死亡した。	239	10	～ 9
2008	11	15 ～ 16	住み込みで番屋の賄いをしている被災者が、用事を済ませて自家用軽乗用車を運転し番屋に戻る際、反対車線から来た普通乗用車が対向車線をはみ出して正面衝突して全身を強く打ち死亡した。現場は直線道路で事故当時路面は乾燥していた。	231	17	～ 29
2008	1	10 ～ 11	スクーバ式潜水により水深約20mの海中でナマコ採取作業を行っていた被災者が、浮上予定時間を経過しても浮上してこなかったため捜索したところ、翌日、潜水開始場所付近の海底で発見され、引き上げたが死亡していた。	713	10	～ 49
2008	7	8 ～ 9	定置網の網起こし作業が終了して、別の漁場の網起こし作業の応援に向かっている途中に、船から転落して死亡した。船内には7～8名乗っていたが転落状況の目撃者はいない。	713	10	～ 49
2008	6	11 ～ 12	漁船（総トン数9.7t）で5人が操業中、船尾で籠を海に投入していた被災者の左足首に籠を繋ぐロープが絡まり漁船から海に転落して行方不明となった。	239	10	～ 9

2008	4	16 ~ 17	メバル刺網漁の網を海中に投網作業中、左舷船尾側に取り付けたロープを外すために甲板を移動していた時、甲板に置いてあるロープに左足をとられてロープとともに海中に転落した。操縦室にいた船主は、錨を投入するため被災者の作業場所まで行った時に海中に沈んでいる被災者を発見して引き上げたが死亡していた。	239	10	~ 9
2008	1	5 ~ 6	被災者は漁船（排水量13.97t、7人乗船）で定置網漁を行っていた。定置網漁を終了して漁港に向かったが、被災者が乗船していないことに気付いたため、同船及び近海の漁船で捜索したところ、ブイにつかまっている被災者を発見して病院に搬送したが死亡した。	239	1	~ 9
2008	2	5 ~ 6	被災者は漁船（排水量15t、13人乗船）でホタルイカの定置漁を行い漁港に水揚げを済ました。その後、同船は所属する漁港への回航途上、後部に乗船していた2名が、右舷後方から襲った高波にさらわれて海に投げ出されて死亡した。	713	10	~ 29
2008	9	9 ~ 10	被災者は、漁船でシラス漁の作業中に同船上で魚網の袋部を海水に浸けて洗っていた。その際、魚網が船のスクリューに巻き付いたため、魚網と被災者が引き込まれて海中に転落した。	239	10	~ 29
2008	10	14 ~ 15	被災者は、沖合の深さ1.5m付近で定置網の取替え作業を行っていたところ溺死した。	713	10	~ 29
2008	1	9 ~ 10	貝の採取のため、1回目の潜水作業後、船で場所を移動して2回目の潜水の準備をしていた。被災者は、潜水器のヘルメットを船上の作業者にかぶらせてもらうために、船のタラップにしがみついて待機していたところ、意識を失い海中にずり落ちて死亡した。	714	12	~ 9
2008	12	9 ~ 10	河口の沖合において、船上でチリメンジャコの巻き網作業中に油圧巻き上げ機を使用して巻き網を曳いていた被災者が、当該油圧巻き上げ機のローラーに巻き込まれ死亡した。	219	7	~ 9
		23	スケトウダラ刺網漁のため、被災者含め5人が漁船（9.7t）に乗っていた。			1

2009	2	～ 24	沖合で揚網作業がほぼ終了したころ、船体が徐々に右舷側へ傾き、波を受けてそのまま転覆した。転覆直前に全員が海に飛び込み、4人は僚船に救助されたが、被災者は行方不明となった。	239	18	～ 9
2009	4	5 ～ 6	漁港の防波堤から約600m沖合で、被災者と事業主の2人で小型漁船（FRP船2.4t）に乗り、前日に仕掛けた刺し網を引き上げようとしたところ、右舷から大きな波をかぶり転覆し、海上へ投げ出された。事業主は救助されたが、被災者は行方不明となった。	239	10	～ 9
2009	5	5 ～ 6	被災者は、重量4.9tの漁船に乗り当該船舶の船長と2人で、漁港から1.5km沖合でのホタテの座布団籠（ホタテの養殖のため、稚貝を入れるための籠）揚げ作業を行った後、帰港する途中で甲板より海中に転落し溺死した。なお、当該船舶には救命胴衣が備え付けられていたものの、災害発生時着用させられていなかった。	239	10	～ 9
2009	8	7 ～ 8	被災者は、コンブ漁のため海岸と並行する国道の路肩に軽トラックを停車させ、そのそばに座って準備作業をしていたところ、加害者の大型トラックが軽トラック3台に追突したため被災者もその事故に巻き込まれた。なお、この追突事故で、作業員等4人が被災した。	221	17	～ 9
2009	10	12 ～ 13	漁港内の荷捌施設において、漁船（9.84t）を修理するため、タイヤ式揚船機（台車）を船底に入れ、海からスロープを利用してウインチで引き揚げ、「横取り」と呼ばれる手法でウインチと滑車を使い、少しずつ台車のタイヤ方向を変え、所定の位置へ牽引していたところ、「横取り」に使用していたワイヤロープ（φ14）が薩摩編み部分から切断し、近くにいた被災者の足元へはね返り、はね飛ばされた。	229	6	～ 29
2009	10	4 ～ 5	漁船（19t）がいか釣り漁のため漁港を出港する際、被災者が船上で係留ロープを外す作業を行っていたところ、海に転落し死亡した。	713	10	～ 9
2009	7	10 ～ 11	沖合約1kmでシラス漁をしていた漁協所属の漁船（8.5t）が僚船と衝突した。本船に乗っていた被災者は僚船の舳先と本船のネットローラーとの間にはさまれた。	239	18	～ 9

2009	9	7 ~ 8	台風の接近に備えて、沖合約2kmにある定置網（大敷網）の2段箱の引き上げ作業を行うために、作業員20人（船上に10人、海上に被災者含め10人）で作業を行っていたところ、船を固定するために船首及び船尾を定置網と結んでいたロープの船首側が切断したため、被災者は潮流に流された船と定置網のブイ（浮き）にはさまれた。	239	7	10 ~ 29
2010	1	0 ~ 1	タラ刺し網漁船（9.7t）に船長（事業主）と乗組員2人が乗り込み沖合で操業中、僚船との無線交信を最後に連絡が途絶え、そのまま3名とも行方不明となったもの。その後、漁船が転覆しており、3名のうち2名が発見された。残る乗組員1名は未だ行方不明である。	239	18	1 ~ 9
2010	1	0 ~ 1	タラ刺し網漁船（9.7t）に船長（事業主）と乗組員2人が乗り込み沖合で操業中、僚船との無線交信を最後に連絡が途絶え、そのまま3名とも行方不明となったもの。その後、漁船が転覆しており、3名のうち2名が発見された。残る乗組員1名は未だ行方不明である。	239	18	1 ~ 9
2010	3	13 ~ 14	沖合約3kmの位置において、水深約1mの位置まで素潜りにより潜水し、定置網のうち2段箱と呼ばれる箇所に設けられた網を船上に引き上げるため直径12mmのロープを結びつける作業に従事していたところ、被災者が浮上せず、海面上にうつぶせの状態に溺死して浮きあがってきたもの。海水温が低く、心臓の疾患を発症したとみられる。	713	10	10 ~ 29
2010	4	8 ~ 9	コマイ定置網漁船（0.4t）に乗組員2人が乗り込み、沖合で網入れ作業中、波を受けて海中へ転落し、1名は救助されたが被災者はそのまま行方不明となったもの。救命胴衣を着用していなかった。	239	10	1 ~ 9
2010	5	17 ~ 18	漁業協同組合所属のごち網漁船（6.6t、乗組員2名）が予定時刻を過ぎても帰港しなかったため、僚船が沖合を捜索していたところ、港口灯台の沖約4kmの海上で、無人で浮いている漁船を発見した。2日後、漁船を発見した付近の海底で、水死した被災者が発見された。災害発生時の天候は北の風10m/s、波の高さ約1.5mであったため、漁船が動揺し被災者と代表者が海に転落したものである。	713	10	1 ~ 9
			被災者と事業主は、サンマ漁の準備のため、2tトラックを運転し国道を走			

2010	6	12 ～ 13	行中、トンネル内の緩いカーブで居眠り又はスピードの出し過ぎにより対向車線にはみ出して、対向車の大型トラックと正面衝突したものの。被災者と事業主が死亡し、相手方のトラックの同乗者も負傷した。なお、死亡した2名はシートベルトを着用していた。	221	17	～ 9	1
2010	8	7 ～ 8	被災者は、河口の沖約3km付近で、サケ定置網漁船(19t)の船上から、鮭の捕獲用定置網の投入作業中、いかりに繋がったロープが足にからみ海中に転落した。同船の作業員で船上に引き上げ港に戻り、救急車で病院へ搬送したものの、溺死と確認されたもの。救命胴衣を着用していなかった。	239	10	～ 49	30
2010	11	14 ～ 15	沖合約50～100mの海上において、被災者と船長の2名は漁船(2t)に乗船しハタハタ漁に従事中、船体に波を受けて船首が持ち上げられた状態となったため、船首付近で網を投下中の被災者が姿勢を崩して海中に転落したものの。被災者は救命胴衣を着用していたものの船体が被災者の頭部に激突したことにより溺死した。	239	10	～ 9	1
2010	11	8 ～ 9	港内において、車両積載型トラッククレーンの荷台上において側面に停船させた3m下方の船上へ網を積み込む作業を行っていたところ、当該荷台上より船上に墜落したものの。墜落防止措置はなく、保護帽を着用していなかった。	212	1	～ 29	10
2010	11	8 ～ 9	定置網の補修作業のため、被災者1人で潜水(スクーバ式)作業中、船上の乗組員が異常に気づき、網を揚げたところ、何らかの理由で定置網に胸部を挟まれ、意識を失っているところを発見されたもの。搬送先の病院で死亡が確認された。	379	90	～ 29	10
2010	12	11 ～ 12	9.7tのホタテ漁船が転覆し、乗っていた2名のうち1名が死亡、1名が行方不明となった。出漁してから約2時間後、「ホタテかごをスクリューに巻き込ませてしまった」と僚船に無線連絡があった。スクリューの回転力は強く、かごの網が絡まった程度であれば航行可能なものであるが、同船が帰港しないため僚船が様子を見に行ったところ、転覆している同船を発見したものである。災害発生当時、転覆の原因となるような風浪はなかったので、かごを巻き込んだ後に何らかの原因で船体のバランスを崩したと考えられ	239	18	～ 9	1

			る。			
2010	12	11 ～ 12	9. 7 tのホタテ漁船が転覆し、乗っていた2名のうち1名が死亡、1名が行方不明となった。出漁してから約2時間後、「ホタテかごをスクリューに巻き込ませてしまった」と僚船に無線連絡があった。スクリューの回転力は強く、かごの網が絡まった程度であれば航行可能なものであるが、同船が帰港しないため僚船が様子を見に行ったところ、転覆している同船を発見したものである。災害発生当時、転覆の原因となるような風浪はなかったので、かごを巻き込んだ後に何らかの原因で船体のバランスを崩したと考えられる。	239	18	1 ～ 9
2010	12	12 ～ 13	シラス漁を終え、帰港中に船上（船尾）に設置されたコーンローラーを用いて、洗い終えた漁網の引き揚げを行っていた被災者が、コーンローラーに右手から右胸を巻き込まれたもの。	169	7	1 ～ 9
2011	11	15 ～ 16	被災者を含む3名は、ホタテ漁終了後の計量作業を終え、漁港内に係留してある漁船にかごを戻すため、自社トラック（最大積載量1.45 t）の荷台に被災者と同僚1名を乗せて走行中（時速約10キロ）、被災者が荷台から転落し頭部を強打した。病院に搬送されたが11月23日に外傷性くも膜下出血により死亡した。トラックのあおりは全て下ろされており、保護帽は被っていたがあご紐をしていなかった。	221	1	50 ～ 99
2011	9	5 ～ 6	被災者は、港の沖約400mの海上の漁船（サケの定置漁業を行うもの。総トン数17 t）において、接近中の台風に備えて海上に設置されたサケの定置網を船倉に引き上げるため、左舷側の甲板上で定置網を回転するローラーに送り込む作業を行っていた際、左半身をローラーに挟まれて被災したものの。	391	7	1 ～ 9
2011	9	10 ～ 11	上記の災害発生場所で自社の船2隻でサケの定置網の点検作業を午前9時54分頃から開始、1チーム2名で2チームの4名が潜水し、午前10時15分頃に1名が浮上したが、被災者が浮上してこないことから潜って確認したところ、水深約9mの箇所定置網に引っかかっている被災者を発見したが、意識がなく病院に搬送したが死亡した。被災者を発見した時のボンベ内	713	10	10 ～ 29

			の空気量は空であった。			
2011	5	17 ～ 18	カニ刺し網漁業の操業を終えて帰港中、被災者は船員室で食事を済ませ、船員室を出た後行方不明となったもの。（平成23年12月2日支給決定）	239	10	1 ～ 9
2011	3	4 ～ 5	事業主及び被災者2名は、共に海老籠を仕掛けるため漁船（4.9トン）に乗船し漁港を出港した後、沖合の漁場へと航行させていたところ、漁船が転覆し行方不明となったもの。午前4時50分頃に、携帯電話により救助要請の連絡が入り、捜索が行われたものの、船体も含め発見には至らなかったもの。平成23年12月15日海上保安庁から死亡報告書の交付があったもの。	239	18	1 ～ 9
2011	3	4 ～ 5	事業主及び被災者2名は、共に海老籠を仕掛けるため漁船（4.9トン）に乗船し漁港を出港した後、沖合の漁場へと航行させていたところ、漁船が転覆し行方不明となったもの。午前4時50分頃に、携帯電話により救助要請の連絡が入り、捜索が行われたものの、船体も含め発見には至らなかったもの。平成23年12月15日海上保安庁から死亡報告書の交付があったもの。	239	18	
2011	4	10 ～ 11	被災者は、港から約10分の沖合において、スクーバ式潜水により採藻業を行っていた。作業に当たっては、潜水土4名（被災者含む）と船頭1名で作業を行っていた。潜水土2名は作業を終了したのち船上で待機し、3人目が海面に浮上したので、浮上者を迎えに行くため、船頭が船のエンジンを始動したところ、被災者が船のスクリュウ箇所首を巻き込まれ、被災したものの。	239	7	1 ～ 9
2011	3	8 ～ 7	シラス漁の解禁日であったことから、A丸およびB丸はそれぞれ僚船とともに午前6時頃よりシラス漁の漁場に向かった。午前7時15分C市D海岸の南沖合約2キロメートル地点で、網を広げるために左方向へUターンするよう進路を変えたA丸と後方から航行してきたB丸が衝突した。B丸の乗組員2名が受傷、A丸は転覆し6名が海に投げ出された。	239	18	1 ～ 9
			シラス漁の解禁日であったことから、A丸およびB丸はそれぞれ僚船とともに			

2011	3	8	に午前6時頃よりシラス漁の漁場に向かった。午前7時15分C市D海岸の南沖合約2キロメートル地点で、網を広げるために左方向へUターンするよ	239	18	1
		7	うに進路を変えたA丸と後方から航行してきたB丸が衝突した。B丸の乗組員2名が受傷、A丸は転覆し6名が海に投げ出された。			9
2012	2	7	被災者はタラ刺し網漁船の乗組員。出港後しばらくして、高波にあおられた	239	10	1
		8	被災者は海上に転落した。気象庁のデータによると、当日の波の高さは1~2mであった。			9
2012	9	7	鮭漁を行うため漁場に到着後、海中に仕掛けた底建網（そこだてあみ）を引	239	10	1
		8	き揚げその下に漁船を滑り込ませ、網の端部から掛かった魚を取った後、再び底建網を海中に沈めるため漁船を前進させていたところ、被災者の足元に			9
			あったロープが被災者の足に絡まり、漁船から海中に転落した。なお、被災者はライフジャケットを着用していなかった。			
2012	10	2	被災者はたこ籠漁業操業漁船甲板員として乗船し、漁場に向け出港した。出	239	10	1
		3	港後、仕掛けの準備を終えた被災者は、船員室で漁場に着くまで休息をとっ			9
			ていたが、何かの理由で甲板に戻ったところ、海中に転落した。			
2012	2	11	ホタテ籠をつるしているロープに浮き玉を取り付ける作業中、ホタテ籠ロー	219	7	1
		12	プに鉤を引っ掛け、当該鉤に取り付けたロープを船上のロープ巻き上げ機で			9
			巻き上げていたところ、当該ロープ巻き上げ機に、右腕から胴体にかけて巻			
			き込まれた。			
2012	1	13	港の沖合でスクーバ式潜水器具を用いて潜水し、ナマコを採取する作業に従	921	90	10
		14	事していた被災者が、浮上予定時刻を経過しても浮上してこなかったため捜			9
			索したところ、水深約18mの海底付近で発見されたものの死亡した。			29
2012	10	6	沖合い数百mの海上においてシラス漁の操業中、被災者は船尾付近で網入れ	239	10	1
		7	を開始したところ、網に足が引っ掛かかり海中に転落した。			9
2012	9	13	網船2隻と漁獲物運搬船（総t数6.2t、被災者と操舵者の2名が乗船）でシ	229	10	1
			ラス漁を行っていた際、漁獲運搬船に乗船していた被災者が船上におらず、			9

		14	行方不明となった。周辺を捜索したが見つからず、数日後海上で遺体が発見された。			9
2012	9	11 ~ 12	シラス機船船びき網（通称：バッチ網）漁で、2隻を連結した1隻側に作業員3人が集まり、既に船上に巻上げられている網の掃除のため、航行中の船尾で網の中の不要な物を船外へ振るい落とす（シャクとり）作業中に、網が海面に接触し、網が流れ出したので被災者たちは退避しようとしたが、流れ出している網に体の一部が引っ掛かり、網と共に海中へ転落し溺死した。	239	10	1 ~ 9
2012	9	11 ~ 12	シラス機船船びき網（通称：バッチ網）漁で、2隻を連結した1隻側に作業員4人が集まり、既に船上に巻上げられている網の掃除のため、航行中の船尾で網の中の不要な物を船外へ振るい落とす（シャクとり）作業中に、網が海面に接触し、網が流れ出したので被災者たちは退避しようとしたが、流れ出している網に体の一部が引っ掛かり、網と共に海中へ転落し溺死した。	239	10	1 ~ 9
2013	1	1 ~ 2	被災者は、船長及び同僚と共に4.9トンの船舶に乗船し、スケトウダラの刺し網漁に従事中、揚網した魚が排水口に詰まっていたために、海水が甲板上に溜まり、船体が左舷に傾き転覆した。災害発生当時、天候曇り、波約1m、風約1m、海水温2.1℃であった。尚、乗組員は救命胴衣を着用していなかった。	239	10	1 ~ 9
2013	9	5 ~ 6	漁船（1.7トン）に被災者等5名が乗り込み、湖口より数百m沖合で定置網漁に使用していたロープ等を引き上げる作業中、船首から高波を受け、当該漁船が転覆し5名全員が海に投げ出された。4名はすぐに他の船に救助されたが、被災者は、数時間後に発見され病院へ搬送されたが死亡が確認された。尚、被災者等5名は、全員救命胴衣を着用していた。	713	10	10 ~ 29
2013	3	6 ~ 7	被災者は、船長他4名とともにスケソウ刺し網漁船を操業中、揚網機のドラムの溝にウキが入らないように、手で網を調整する作業を行っていた。作業中、網が右手にからまり、バランスを崩して、転倒し、その際に船のへりに右側頭部をぶつけた。尚、被災の瞬間を見た者はいない。	169	2	1 ~ 9
			船長、被災者、同僚の3名は、4.9トンの漁船で、つぶカゴ漁を行っていた。被災者が巻上機により、巻上用繊維ロープ付属のつぶカゴを引き上げた			

2013	1	9 ～ 10	際、同ロープ先端部のアンカーに海底に投棄されていたワイヤーが引っかった。被災者は、アンカーから投棄ワイヤーを取り外すため、巻上機から同ロープを取り外し海中に投下したところ、デッキ上にたまっていたロープが動き、それに足を取られ転落した。	239	10	1 ～ 9
2013	8	10 ～ 11	被災者は、沖合の海中に設置している定置網固定用の綱（通称「碇綱」）に付着した貝類の除去作業を行っていたところ、碇綱を船に引き寄せるため船と碇綱に掛けていた繊維ロープ（径20mm）が突然切れ、切れたロープが被災者の胸部及び顎に激突した。	379	6	10 ～ 29
2013	6	13 ～ 14	定置網固定用の綱（長さ約15m、重量約400kg、約50個のブイを取り付け）を積載型移動式クレーンのトラックの荷台に積み込むため、（綱の中央部に取り付けていた）輪にした繊維ロープを玉掛け用のフックにかけ、クレーンでつり上げ、ジブを荷台の中心まで旋回させたところ、繊維ロープの結び目が解け、綱がトラックの荷台上に落下し、荷台上の被災者の顔面に綱及びブイが激突した。	372	4	10 ～ 29
2013	11	8 ～ 9	沖合に仕掛けていた大敷き網に体長約5.6メートルのミンククジラが入り込んでいたため、クジラの引き揚げ作業中、クジラの尻尾にロープを掛けてローラー（ウインチ）で網からクジラを引き揚げようとした際、クジラが暴れ出し、傍にいた被災者の頭部にクジラの尾びれが直撃した。	911	6	30 ～ 49
2013	4	9 ～ 10	堤防に置いていた定置網用の綱が海に落ちかけていたため、その状況を確認するため、被災者を含めた5名の労働者が堤防を歩いていたところ、北側から波を受け、被災者を含めた2名が海に投げ出された。被災者以外の労働者は救出されたものの、被災者は溺死した。	713	10	1 ～ 9
2013	9	11 ～ 12	船長他2名で漁を終え帰港途中、船体（4.9トン）の清掃作業を行っていた被災者が海に転落し、溺死した。また、被災者を助けようと船長が海に飛び込んだが溺れ、病院に搬送したものの死亡した。	239	10	1 ～ 9
2014	11	8 ～	ヘルメット潜水によるウニ漁にて、海底の潜水士の動きに合わせ、船を微速で移動させていた際、操船していた船長の意識が一時的に消失し、船が急加	239	10	10 ～

		9	速し、送気管が引きちぎられ、潜水士が溺死した。			29
2014	9	10 ～ 11	定置網の錨ロープ清掃作業中、定置網へ錨ロープを取り付けようと、巻きロープをキャプスタンを使い巻き上げた際、ロープをクレーンで海面まで巻き上げたところ、巻きロープが切れ、クレーンのフックが被災者にあたった。	212	6	50 ～ 99
2014	8	5 ～ 6	八尺と呼ばれる鉄製の網を海底に沈める準備を甲板で行っていたところ、バランスを崩し、八尺とともに海中に転落した。尚、被災者は救命胴衣を着用していた。	239	10	50 ～ 99
2014	5	6 ～ 7	小型底びき網漁船にて漁業中、底びき網をネットローラーで巻き上げていたところ、誤って片足をネットローラーとワイヤーの間に巻き込まれ、身体ごと回転。頭部を強打し、死亡した。	219	7	1 ～ 9
2014	5	4 ～ 5	小型定置網漁船で定置網漁の作業中、巻上げ装置で漁網を巻き上げていたところ、巻上げ装置に巻き込まれた。	239	7	1 ～ 9
2014	4	7 ～ 8	スクーバ式潜水のウニ採り作業中、水深約22mの海底でうつ伏せの状態意識不明となっている被災者が発見された。	713	10	10 ～ 29
2014	3	1 ～ 2	被災者は、4人の同僚と共に9.7トンの漁船に乗り、ツブ籠漁に従事していたところ、ツブ籠を海中へ投げ入れた際、ロープに腕が絡まり、同籠と共に海中へ転落した。尚、救命胴衣は未着用であった。	379	10	1 ～ 9
2014	2	13 ～ 14	被災者は、船長と共に5.2トンの船舶に乗船しニシンの刺し網漁に従事し、投網中、網とともに海中へ転落した。その際、着用していた救命胴衣にアンカーロープが引っ掛かり、一度海中に沈んだが、引き揚げて病院へ搬送したが死亡した。尚、災害発生当時、天候晴れ、波約1m、風約4～5m毎秒、海水温2℃であった。	713	10	1 ～ 9
2014	1	8 ～	沖合で、2隻1組でシラス漁をしていた漁船（9.86t）の漁網を貨物船のスクリューが巻き込み漁船が転覆。乗組員1名が死亡した。	239	18	1 ～

		9				9
2015	10	12	沖合に仕掛けた定置網の補修作業が終了し、資材を回収しようと直径2.8mの繊維ロープを定置網に接続し、ウインチで海中から引き上げた状態で作業を行っていたところ、同繊維ロープが舟の端の支柱から外れ、同繊維ロープの内角側において、外れた繊維ロープと舟の構造部（タツ）の間に挟まれたもの。	379	7	10 ～ 29
2015	11	6	当日午前5時半頃、被災者を乗せた19トンの漁船が漁港を出航し、午前6時頃から定置網に船を固定する作業を開始し、その後、船長が被災者が船内外にいないことに気づいたので船内外を捜索したところ、約6時間後、被災者が海底で発見された（溺死）。事業場は30トン未満の漁船等にて定置網漁業を営むものであり、被災者は同事業場の作業員である。	713	10	10 ～ 29
2015	4	14	平成27年4月17日午前3時半ころ刺し網船7.3tに乗組員3名が乗り込みタラ漁のため港を出港。11時間半が経過し漁を終えて港に帰港する際の午後2時57分頃、漁船から海上保安本部に通報が入り同日午後5時50分頃、沖2.2kmの海上で転覆した漁船が発見された。また、漁船発見後の約30分後に海上に浮いている被災者Aを発見、行方不明の被災者Bが9月14日死亡認定	719	10	1 ～ 9
2015	9	15	平成27年9月1日未明に降った大雨により定置網が破損したため、定置網を補修する必要が生じ、被災者は潜水業務を行った。最大水深は約30m。潜水業務が終了した後、漁船により移動している途中に被災者が体調不良を訴えたため、救急車により病院に搬送されたが、約9時間後に死亡したものである。	714	12	10 ～ 29
2015	2	7	養殖カンパチのえさの原料（鯖等を30cm、60cm、10cmに氷漬したもの）を砕くクラッシャーの作業台に乗り、原料を投入していた被災者がクラッシャーの回転刃に巻き込まれたもの。	162	7	1 ～ 9
		12	被災者は、定置網の箱網交換作業のため、箱網とその外側に設置している固定用ワイヤーロープとをロープにて緊結する作業を海に入って行っていたが、漁船上で金庫網の設置作業を行っていた同僚が海面に浮いている被災者			1

2015	1	13	を発見し、すぐに引き揚げ鐘崎漁港に行き、救急車で病院に搬送され心肺蘇生等を行ったが、処置への反応がなかったので、15時21分窒息（溺水）として死亡確認されたもの。	713	10	9
2015	4	14 15	平成27年4月17日午前3時半ころ刺し網船7.3tに乗組員3名が乗り込みタラ漁のため港を出港。11時間半が経過し漁を終えて港に帰港する際の午後2時57分頃、漁船から海上保安本部に通報が入り同日午後5時50分頃、沖22kmの海上で転覆した漁船が発見された。また、漁船発見後の約30分後に海上に浮いている被災者Aを発見、行方不明の被災者Bが9月14日死亡認定	719	10	9
2015	11	6 7	しらす曳網漁への出港のため被災者は漁港の漁船を後退させたが、運転を誤って当該漁船の右後部の排気管の先端が対岸壁に衝突したため、船内の排気管が破損し、冷却用の海水と船舶用ディーゼルエンジンの排気ガスが船内に漏れた。そのため漁を中止して帰港後、被災者は船底に溜まった海水を掻き出す等のために艇後部船底に入った。帰宅後に容体が急変し、一酸化炭素中毒による急性呼吸器窮迫症候群で死亡した。	514	12	9
2015	2	7 8	しらす漁操業中、船内揚網機で海中から網を引き揚げたところ、船尾縁に差し込んでいた金属棒が変形してその間を通過していたワイヤーが反発し、揚網機付近で船の操舵をしていた被災者を直撃したもの。（翌日病院で死亡した。）	379	6	9
2015	8	15 16	岬の約3.7km沖合で、底引き網漁中の漁船（13.47t）と貨物船が衝突した。漁船は転覆し乗っていた2人のうち船長は救助されたが、乗組員が行方不明となっている。（平成27年8月30日に発見され、死亡が確認された。）	239	18	9
2016	9	11 12	港から2キロ沖合でシラス漁を終え、網を海中から引き上げる為に船上のネットローラーを被災者が駆動させていたところ、巻き上げたワイヤロープとネットローラーのドラムの上に全身が巻き込まれた。	169	7	9
		7	被災者らが甲板上で定置網に取り付けられたロープを結んでいたところ、船			10

2016	8	8	～	が後進した。その際、被災者がロープによって甲板上を引きずられ、ロープと船上の柱（たち）に挟まれて死亡した。	239	7	～	29	
2016	8	12	～	13	12時頃、海女が入水。海底到達の合図とは違う合図があったため、引き上げをした。上がってきた海女は潜水マスクを外していて、意識がない状態だった。船上に引き上げ、港に戻り、救急車で病院に搬送してもらったが、死亡が確認された。死因は大動脈瘤破裂による溺死。	999	10	～	9
2016	8	6	～	7	漁船（総トン数4.8t）に船長と被災者の2名が乗船し、沖合でのシラス漁の操業中、漁船が高波を受けて転覆した。船長が海中に転落した被災者を救出したが、救急隊の到着時には既に心肺停止の状態であり、搬送先の病院で死亡が確認された。	239	18	～	9
2016	6	13	～	14	本件事業場は被災者を漁師として雇用し、巻網漁で水産物採取を行うもの。被災者は災害発生日、漁船3隻で船団を組み、巻網漁を行っていた。13時40分頃、5km沖合の海上で操業中、被災者は巻網内の漁獲物を回収する為、乗船していた網曳船から僚船（漁獲物運搬船）に移ろうとして海面に転落し、乗船のスクリューに巻き込まれて脳挫傷により死亡した。	239	7	～	9
2016	5	6	～	7	漁港を出港し、僚船2隻と船引き網でシラス漁をしていたところ、僚船に乗っていた被災者が海へ転落し溺死した。	239	10	～	9
2016	5	20	～	21	鵜飼が終了し、鵜飼中に逃げ出した鵜を探していたところ、上流の川面にいる鵜を発見し鵜を捕獲するための準備作業をしていたところ、鵜舟の船頭が行方不明になった。その二日後、橋の上流の川底に沈んでいる被災者が発見された。	713	10	～	9
2016	4	10	～	11	つづ籠漁船において操業中、同僚が船上で胸を押さえて唸りながら倒れている被災者を発見したため、操業を切り上げ庶野漁港に帰港し、救急搬送したものの急性心筋梗塞で死亡した。なお、発症前の1ヶ月の時間外労働は101時間10分であった。	921	90	～	9
		8			沖合約500mの定置網漁船（総トン数19トン）上で、定置網と漁船の位置を調整するために備え付けられたロープ（直径約28mm、ナイロン製）				10

2016	2	～	を巻き上げる際使用していたVローラー（幅125cm×高さ174cm、直径60cmのゴム製ローラー2基搭載）のロール部分に巻き込まれ死亡した。	219	7	～	29
2017	12	8 ～ 9	被災者はヘルメット式潜水器を装着しウニ漁に従事中、漁船の機関が故障し潮流に流されはじめたため、船長の指示で海面に浮上し、漁船の左舷側に設置した木製はしごを使用し甲板上に上がろうとしたが、激しい波の影響で上がれず、漁船が座礁し木製はしごも折れ、船長の指示で漁船の機関を停止したため、被災者への送気が停止し、救助されたものの窒息により死亡した。なお、船長も救助作業中に落水し救助されたが死亡した。	169	90	～	9
2017	12	8 ～ 9	被災者はウニ漁に従事中、漁船の機関が故障し潮流に流され座礁したため、被災者の指示により海面に浮上した潜水士を漁船の左舷側の甲板上において、他の労働者とともに救助作業を行っていた。波の影響で漁船が動揺したことにより海に落水し流され、近くの島の岸に流れ着いたが再び流され、僚船に救助されたものの低体温症により死亡した。なお、潜水士も救助され、漁船に引き上げられたが死亡した。	239	18	～	9
2017	11	6 ～ 7	被災者は、乗り込んでいる船の後部甲板において、同船の向きが変わるのを待っていた。このとき、「推定原因」により投げカギが飛来し、被災者の胸部に当たった。投げカギのカギ部分は、海中の網を支えるロープに引っ掛けられて、また、投げカギにつながるロープは同船のドラムで巻き取られていた。	379	4	～	29
2017	9	4 ～ 5	当該事業場の使用する漁港内（屋外）において、被災者がフォークリフト（2.5t）を運転しトラックの脇を通り抜けた直後、上げてあったフォークリフトのマストの右側が地上約4mの位置に設置されたパイプラインに接触したため、フォークリフトがバランスを崩し左側へ転倒した。先に投げ出された被災者がフォークリフトのフレームに胸部をはさまれ死亡した。	222	2	～	29
2017	9	4 ～	被災者は、沖において、かご上げ作業を終え、片付け作業中、被災者らの乗船していたタコかご漁船が、サンマ棒受け漁船に衝突され転覆し、労働者2名が海に投げ出され被災者が行方不明となり、もう1名の労働者は、軽傷を	239	18	～	1

		5	負った。			9
2017	4	4 ～ 5	被災者は定置網漁業船（19トン）の出港のため、当該漁業船のエンジンをかけた状態で、前日積んでおいた網を覆っていたブルーシートを取り外す作業を1人で行っていた。その後被災者が漁業船のキャプスタン（巻き取り装置）にブルーシートとともに巻き込まれているのを同僚が発見した。	219	7	10 ～ 29
2017	1	8 ～ 9	沖合約2.5kmの海上を航行中の漁船Aが、無人で海上を旋回している漁船（総トン数：6.60t）を発見したため、乗組員を捜索したところ、うつぶせに浮かんでいる被災者を見つけたが、既に心肺停止の状態であった。	239	10	1 ～ 9
2017	1	0 ～ 1	港沖約1.5キロメートルの海上で3隻の漁船で定置網漁をしていたが、天候が悪化したため、漁を中止し後片付け作業に入った。被災者はうち1隻（総トン数14.92トン）の船上で、片付け作業に入り、運転室の右舷でカゴを整理していたが、午前1時30分頃、強い横波を受け左舷が持ち上がり、その衝撃で海中に転落し、その後救助され、病院へ搬送されたが死亡した。	239	10	30 ～ 49
2019	12	10 ～ 12	労働者が漁を終え、海上において漁で使用した引き網をネットローラーと呼ばれる巻き取り機で巻き取る際、ネットローラーのローラーとワイヤーロープに挟まれ心肺停止の状態になり、その後病院に搬送され死亡したもの。	219	7	1 ～ 9
2019	11	22 ～ 24	船長と被災者の2名で底引き網漁を行っていた。網を揚げるため巻上ウインチを動かした。船長は左舷側、被災者は右舷側で巻上ウインチに網のロープが偏らないように、鉄パイプでロープをガイドしていた。船長は網を揚げている時に「ドーン」と音がしたので、被災者のいる右舷側に行ってみると被災者が倒れていた。	219	7	1 ～ 9
2019	11	10 ～ 12	漁船（8.5t）左舷前方にて漁網を取り込む機械（2つのドラムが逆方向に回転し、ドラム間に網等を挟み、巻き上げるもの）を操作し、ロープを巻き上げていた被災者がドラムとドラムの間に左脇から腰部を挟まれ死亡したもの。挟まれた際、ドラムの回転方向は巻き上げとは逆の方向であった。	229	7	1 ～ 9
			沖において船上で定置網の錨（約500キログラム）を右舷と左舷で2つ同			

2019	10	8	時に作成し投下する作業を行っていたところ、作成した錨を2つ同時に投下する工程で右舷の錨が海に落ちなかったため、船のバランスが崩れ転覆し、被災者は海に投げ出された。その後すぐに救助されたが、心肺停止状態であり、搬送された病院で死亡が確認された。	239	18	1
2019	10	10	被災者は、他の3隻と引き網漁を行っていたところ、自ら操舵していた船が方向転換する際にバランスを崩して転覆し、溺死したもの。また、同船していた同僚1名が低体温症となった。	239	10	10
2019	6	10	総トン数4.97tの漁船にてたこつぼ漁に従事していた被災者は、ロープに付けられていたたこつぼを船から海へ落としていたが、ロープが右足に絡まり海へ転落した。被災者は、転落してから約5分後に引き上げられたが、死亡した。	379	10	1
2019	5	6	シラス漁の準備のため、網を交換しようとして船首から船尾に網を運んでいた被災者が漁船から海に転落し溺水により死亡した災害。網交換を被災者と共に担当する同僚が網を取りに行った被災者が船上からいなくなっていることに気が付き、船長が後方を運航していた船団の他の船に搜索を指示したところ10分足らずで海面に浮く被災者が発見され救助されたが、搬送された病院で死亡が確認された。被災者は救命胴衣を着用していなかった。	239	10	1
2019	4	8	被災者は、漁港内に設置された砕氷供給機（ポッパ―上部から投入された氷を攪拌し、下部に設けられた供給口から定量ごとに排出するもの）のホッパ―内に積み上げられた氷を崩す作業を行っていたところ、ホッパ―内に落下し、ポッパ―内に設けられた攪拌棒に下半身を巻き込まれ、外傷性ショック死した。なお、目撃者不在だが、災害発生状況から、被災者はホッパ―の端又は氷の上ののぼって作業を行っていたと推定される。	162	7	30
2019	4	6	約1kmの海上において、2隻の漁船で漁を行うために使用する網を広げる作業のため、一方の漁船で網を下して、もう一方の漁船で網にロープをつなぐ作業を行っていた。被災者は網にロープをつなぐ側の漁船に乗船しており、船尾の位置で同作業を行っていた。船尾にいた被災者からの合図（ロープをつなぎ終えたことの）の後、他の乗船者が船を動かした後に海上に排出	379	10	1
		10				9
		12				29
		12				9
		8				49
		8				9

			されている状態のロープに足がからまって海上に転落した。			
2019	2	4 ～ 6	漁船A（8.46トン）のほか漁船5隻で四艘張漁（共同漁業）を行うにあたり、漁船Aに乗船していた被災者が船首付近で網の投入作業を行っていたところ、網とともに海へ転落し行方不明となったもの。	239	10	1 ～ 9
2020	12	10 ～ 12	被災者は、沖合での漁のため底建網の網入作業中、ロープと網揚げ装置に体が巻き込まれた。	239	7	1 ～ 9
2020	9	2 ～ 4	被災日深夜頃、被災者らを乗せた18トンの漁船が漁港を出航し、海中に網を仕掛ける作業を開始した。被災者は漁船内部のとも（後部甲板）左舷で投下する網を広げる作業を治具を用いて行っていたところ、ともの開口面から海中に転落した。捜索の結果発見されたが死亡した。船に救命胴衣は積まれていたが被災者は未着用。災害発生当時の天候は晴れ、波約1m、風約1m毎秒。室内はLED灯を点灯。	713	10	1 ～ 9
2020	9	6 ～ 8	漁船に労働者4人が乗船し、漁港を出港して定置網を回収する操業海域に向かう途中、労働者1人が海に落ちて行方不明となり、2日後に心肺停止の状態で発見された。	239	10	10 ～ 29
2020	8	10 ～ 12	作業員5名が漁港での昆布の洗浄作業を行っていたところにトラクター・ショベルが暴走して突っ込み、労働者2名を含む計4名の作業者が被災。労働者の内1名が死亡したもの。災害発生当時、漁港では他に数名の作業者が昆布の洗浄作業に従事していた。	141	7	1 ～ 9
2020	8	20 ～ 22	漁師補助として被災者が乗船した船（1トン、全長6.2m、幅1.9m、高さ0.72m）が東進する中、同船の右舷後部に北進してきた別の船（4.2トン）の船首が激突した。被災者の乗船位置に別の船の船首が激突したために、被災者が同船の船首に激突され、頭部・胸部等を損傷、外傷性ショックにて死亡した。被災者は、1週間後に約300m沖で発見され、死亡確認された。	239	18	1 ～ 9
		10	魚市場の岸壁上で、別の事業場の者が水揚げされた魚が入ったコンテナをフォークリフトで運搬していて、エンジンを掛けたままの状態ですら停車し運転			10

2020	7	～	席を離れたため、無人の状態のフォークリフトが逸走して約7m先の岸壁から落下。岸壁に接岸した船の甲板上で水揚げ作業を行っていた被災者が、落下してきたフォークリフトの下敷きとなった。	222	4	～	29
2020	4	2 ～ 4	漁船に乗り、船長他2名で定置網の引き上げ作業を行っていたところ、海中に転落し水死したものの。	239	10	～	9
2020	3	10 ～ 12	漁中の漁船から海に投げ入れた網を引き揚げるため、被災者は漁船のボールローラー（2個の楕円形ゴムボール（直径20～30cm）で網を挟んで巻き上げる揚網機）を一人で操作していたところ、網を揚げ過ぎたため戻す操作をしているときにボールローラーに右手から頭部を巻き込まれたもの。 （船は総トン数5トン未満（4.9tである）につき船員法適用外）	239	7	～	9
2020	3	22 ～ 24	被災者は、漁船の投籠のために他の乗組員とともに乗船し、漁場へと向かっていた。漁場へと近づいたため、他の乗組員は乗船していた漁船の看板に集合したところ、被災者の姿がなく行方不明となった。その後、沖にて身元不明の遺体が発見され、DNA鑑定の結果、当該遺体は被災者であると断定された。	239	18	～	9
2020	1	10 ～ 12	養殖魚の給餌作業に従事していた労働者が海上で行方不明となったもの。被災者は朝から湾内の養殖場で給餌を行っていたが、時化のため午前作業を終了して別の港へ帰港中、操縦していた給餌船のエンジンが何らの原因で停止して航行不能となり、その後海岸に座礁した。被災者は同僚の労働者に携帯電話で連絡を行ったが、お昼頃から船上に姿が無く行方不明となった。	713	10	～	9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_03.htmlに戻る。